

区内保育施設  
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

新型コロナウイルス感染症予防に伴う認可保育園等における対応について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

保護者の皆様には、保育の利用に際し、大変なご不便をおかけしていることに改めてお詫び申し上げますとともに、保育所等の休園・自粛要請にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

区は、国の緊急事態宣言解除後も、感染が再び広がるリスクがあることから、6月末までを目途に、登園自粛を要請してまいりましたが、令和2年7月1日からは、新たな区内感染者の増加が抑えられている状況を踏まえ、登園自粛要請を解除いたします。併せて、今後の保育園の「密」を極力回避するため、自宅で過ごすことが可能なご家庭には登園を控えていただけるよう、保育料の補助について、下記のとおり決定しましたので周知させていただきます。

なお、今後の保育の詳細な取り扱いにつきましては、6月22日（月）に改めて周知させていただきます。

引き続き、ご不便をおかけすることとなり、大変申し訳ありませんが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 認可外保育施設【延長】

項目	現状	変更内容
認証保育所	欠席日数に応じて施設が保護者の保育料を減額した金額を、施設に補助する。(4月～ <u>6月分</u> )	欠席日数に応じて施設が保護者の保育料を減額した金額を、施設に補助する。(4月～ <u>7月分</u> ) <u>(7月末をもって終了)</u> (※1)
保育室・保育ママ	認可保育園の保育料との差額を支給する現行の保育料補助制度を活用し、欠席日数に応じて保護者に補助する。(4月～ <u>6月分</u> )	認可保育園の保育料との差額を支給する現行の保育料補助制度を活用し、欠席日数に応じて保護者に補助する。(4月～ <u>7月分</u> ) <u>(7月末をもって終了)</u> (※1)
基準を満たす認可外保育施設	現行の無認可保育施設利用者(0～2歳児)に対する所得に応じた保育料補助に加え、欠席日数	現行の無認可保育施設利用者(0～2歳児)に対する所得に応じた保育料補助に加え、欠席日数

設	に応じた金額（保護者負担分）を加算する。（4月～ <u>6月分</u> ）	に応じた金額（保護者負担分）を加算する。（4月～ <u>7月分</u> ）（ <u>7月末をもって終了</u> ）（※1）
---	---------------------------------------	---

（※1）育児休業からの復帰予定者の8月及び9月の保育料補助については、園と保護者が相談のうえ、該当月に1日も登園しなかった場合に限り補助する（9月末をもって終了）。

## 2 その他

項目	変更内容
郵送受付【延長】	8月以降の入園申込みについても郵送受付を実施

### 【担当】

保育認定・調整課

認可外保育施設担当 電話 03-5432-2313

入園担当 電話 03-5432-1200